

平成29年度 事業計画

自：平成29年6月 1日

至：平成30年5月31日

一般社団法人静岡県ビルメンテナンス協会

【事業概要】

当協会は一般社団法人として、行政庁の監督から比較的自由的な立場で可能な範囲の公益的事業を推進していきます。

平成29年度の事業については、財政的に非常に厳しいため、事業計画及び収支予算の作成につきましては、基本的に前年度事業の実施経過、あるいは継続的事業の検討を踏まえて、引き続き踏襲してまいります。

地域社会への貢献事業である小学生を対象とした教育事業をはじめ、安全大会を開催するとともに「論文・標語・ポスターコンテスト」を実施し、従事者の安全意識の高揚を図ってまいります。また、地震等の災害時の対策について検討してまいります。

さらに地区協会組織強化の観点から貯水槽作業従事者研修、清掃作業従事者研修指導者講習会、清掃作業従事者研修（集合教育）等の研修事業は継続的に開催するとともに、アビリンピック（知的障がい者）ビルクリーニング技能競技会を、独立行政法人高齢・障がい者・求職者雇用支援機構からの要請により実施し、障害者の雇用拡大に貢献してまいります。

今後とも県当局をはじめ関係諸団体との連携を密にし、関係各位のご意見、提案をいただきながら、将来の展望を踏まえ、業界の健全なる運営に邁進してまいります。

以上の観点から平成29年度の各委員会の事業は、概ね次のとおりです。

【委員会別事業計画】

1 「総務に関する事業」（総務委員会）

事業計画に基づき、財政の効果的かつ、適正な運営に努めるとともに、各委員会及び事務局との連携を図り、円滑な協会活動の推進に努める。

(1) 登録事業者への協力

建築物衛生法に基づく指定団体として、引続き県当局との連携を図り、登録業者の求めに応じた業務指導、業務の改善向上に努める。

(2) 協会加入者の促進

協会組織の拡充強化に、会員増強は不可欠であるので、協会運営に理解と協調意識のある企業に呼びかけて、積極的に加入促進を図る。

(3) パソコンの活用

協会ホームページでの情報公開や全協の J A S M I Nにより会員企業へ情報発信に努める。

また、利便性、時間短縮、経済性を考えテレビ会議システム（ネットワーク）が導入されたので、全協及び全国の各協会等を結び会議を行うことにより人件費の削減等を図る。

(4) 表彰に関する事業

(ア) 会員企業の優良従業員及び永年勤続者に対し、総会当日これを表彰する。

(イ) 全国協会長表彰候補者を、全国協会長あて推薦する。

(ウ) 静岡県知事表彰候補者を、県当局に具申する。

(エ) 厚生労働大臣表彰候補者を、県当局に具申する。

(5) 会員名簿の発行

会員名簿は、ビルメン会報誌に掲載し、当協会のホームページにも掲載する。

(6) 全国協会及び関係公的機関が実施する各事業並びに公的イベント等に協力する。

(7) その他、他の委員会に属さない事業の実施

2 「経営管理及び業務の適正化に関する事業」(業務運営委員会)

当業界における業務の適正化かつ、経営近代化の促進を図り、もって会員相互の連携と技能の専門的知識の普及に努める。また、当協会の抱える課題を検討し「関係行政機関」へ要望する。

(1) アビリンピック（知的障がい者）ビルクリーニング技能競技会

知的障がい者を対象に、独立行政法人高齢・障がい・求職者雇用支援機構の下、静岡県アビリンピック「ビルクリーニング技能競技大会」を実施する。

(2) ビルメンセミナーの開催

主として、営業に携わる担当者の意思疎通と資質の向上を図るため、講師を招き、ビルメンセミナーを開催する。

3 「各種の講習会及び説明会に関する事業」(教育研修委員会)

会員企業及び非会員に対して、各種の資格取得研修会への参加又は関係諸官庁並びに関係諸団体において開催する新しい制度に対処するための説明会、講習会への参加を積極的に呼びかけ、当協会の資質の向上に努める。

(1) 建築物衛生法に基づく清掃作業従事者研修指導者講習会の開催

建築物清掃業及び建築物総合管理業に係る指導者講習会の新規及び再講習を同時に開催し、認定書を交付する。

- (2) 建築物衛生法に基づく清掃作業従事者研修(集合教育)の開催
建築物清掃業及び建築物総合管理業に係る清掃従事者の研修を講習登録機関である全国協会の下に開催する。
- (3) 建築物衛生法に基づく貯水槽清掃作業従事者研修会の開催
建築物貯水槽清掃作業に係る従事者研修を講習登録機関である全国協会の下に開催する。
- (4) 建築物衛生法に基づく防除作業従事者研修会への協力
ネズミ昆虫等防除作業に係わる従事者研修は、(公社)日本ペストコントロール協会が開催するので、会員参加について協力する
- (5) オフィスビルクリーニング講習会を開催する。

4 「労働諸問題に関する事業」(労働委員会)

静岡労働局の指導協力を得て、労働災害の防止対策をはじめ、労災保険収支改善計画の推進を図るとともに、労働基準法に基づく労働契約や労働時間に係る制度等に関して広く周知に努め、自主的労働管理の推進を図る。

- (1) 労働契約、労働時間に係る制度の周知
労働局が配布するチラシ、協会が発行する会報等により、周知に努める。
- (2) 安全大会の開催(実施事業)
静岡労働局の後援を得て、第23回安全大会を開催し、労働、交通安全に関する講話、災害事例の発表を行い、安全の意識の高揚に努める。
- (3) 論文・標語・ポスターの募集(実施事業)
従業員の労働、交通安全意識の高揚を図るため、労働、交通安全に関する論文・標語・ポスターの募集を行い、優秀作品について、安全大会の当日これを表彰する。
- (4) 協会機関誌による災害防止対策
労働事故防止対策の一環として「しずおかビルメン会報」の紙面に、会員からの投稿による職場の安全計画、災害事例を掲載し、安全意識の高揚に務める。
- (5) 労働災害発生報告
休業91日未満であった通常災害は毎月、休業91日以上および死亡災害は重篤災害として直ちに地区本部経由で全国協会に報告する。

5 「広報厚生に関する事業」(広報厚生委員会)

会報の発行及び地域社会への貢献に寄与するため、社会奉仕活動等を過去の実績を踏まえながら積極的に実施する。

- (1) 会報の発行
協会活動の広報、宣伝を行うため、編集方法等を再検討しながら原稿収集に努め、より充実した内容として、会員及び関係機関に配布する。
- (2) MY写真・おもしろ川柳の募集
会員の会報誌、協会への関心を高めるために、毎年テーマに沿った作品を募集審査し、優秀作品を会報誌に掲載する。
- (3) 社会奉仕活動の実施（実施事業）
引き続き地域社会に貢献するため、第34回ボランティア活動として小学生等児童、生徒を対象として清掃の仕方、方法の教育事業を実施すると共に学校内の施設を清掃する。
- (4) 各種調査に関する事業
全国協会において、例年実施している「実態調査」その他関係機関において実施する調査アンケート等の正確な実態を反映するため、これの回収率の促進に努める。

6 「関係者団体への協力事業」

全国協会をはじめ、下記諸団体において実施する各種の資格取得、講習会及び職業訓練等の事業に積極的に協力する。

- 「静岡県ビルメンテナンス協同組合」
- 「静岡県ペストコントロール協会」
- 「(一財) 建築物管理訓練センター」
- 「(公財) 日本建築衛生管理教育センター」
- 「静岡職業能力開発促進センター」
- 「静岡県労働基準協会静岡支部」
- 「(一社) 日本クレーン協会静岡支部」
- 「(一財) 経済調査会中部支部」
- 「(公財) 静岡県シルバー人材センター連合会」
- 「(一社) 静岡県警備業協会」

以上各事業の実施方法及び実施時期等については、当各委員会において協議のうえ、実施内容については、理事会に報告又は承認を得て、実施するものとする。